

第2期宗像市障害福祉計画

平成21年3月

宗 像 市

目次

I	計画の趣旨	
1、	計画の背景	2
2、	計画の位置づけ	3
3、	計画の期間	5
4、	計画の策定体制	6
II	本市の障害者の現状	
1、	人口の状況	7
2、	障害者の状況	8
3、	宗像圏域の現状と課題	12
III	計画の基本方針	
1、	計画の基本理念	13
2、	計画の基本的な視点	13
3、	計画の重点施策	14
IV	目標値の設定	
1、	施設入所者の地域生活への移行	18
2、	入院中の精神障害者の地域生活への移行	18
3、	福祉施設から一般就労への移行	19
V	障害福祉サービスの見込量と確保の方策	
1、	障害福祉サービスの概要	20
2、	第1期計画の検証	22
3、	第2期計画における見込量と確保の方策	25
VI	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	
1、	地域生活支援事業の実施内容	30
2、	第1期計画の検証	32
3、	第2期計画における見込量と確保の方策	34
	資料	
1、	宗像市障害福祉計画検討委員会設置要綱	37
2、	第2期宗像市障害福祉計画策定の経緯	39
3、	宗像市保健福祉審議会 諮問書・答申書	40

I 計画の趣旨

1、計画の背景

(1) 障害者自立支援法の施行

障害福祉サービスの利用者の増大、サービス提供体制についての地域格差、障害種別ごとのサービス格差及び障害者の地域生活移行や就労支援といった様々な課題に対応するため、平成 17 年 10 月に障害者自立支援法が制定されました。

この法律の主な特徴として“障害福祉サービスの一元化”“実施主体は市町村”“利用者負担の原則と国の財政責任の明確化”“就労支援の強化”“手続き・基準の明確化・透明化”が挙げられます。そして市町村は、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられました。これは障害者・児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるようにその基盤整備を図り、障害者施策の一層の推進を図るための指針とするものです。これに基づき、宗像市では平成 18 年度から平成 20 年度を第 1 期とした「宗像市障害福祉計画」を策定しました。

(2) 障害者自立支援法をめぐる動向

障害者自立支援法の施行に伴う事業の実施の中で数々の問題点が指摘されています。それに対応するため、国は、利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化及び新法移行のための措置などを実施してきました。また、法施行後 3 年の抜本的見直しに向けて現在議論が行われています。

本市においても、上記のような制度の変化に対応しながら、ともに働きともに暮らす共生社会づくりの実現を目指し、利用者へ障害福祉サービスの提供及び施設・事業所の新体系への移行に対する支援等を行って参りました。

このような状況の中、第 1 期計画の最終年度を迎え、法制度の趣旨及び上位計画の理念ならびに第 1 期計画期間中の利用実績や施設・事業所の新体系移行予定など第 1 期計画における成果と課題を踏まえ、平成 21 年度から施設・事業所が新体系への移行を完了する平成 23 年度を計画期間とした第 2 期計画を策定するものです。

2、計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条に規定される「市町村障害福祉計画」にあたるものであり、国の基本指針に即して、地域生活移行や就労支援の目標値の設定と対応策及び障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、及び居住系サービス等の法定事業）と地域生活支援事業（市町村が主体となり実施する事業）の必要量見込みや確保の方策を定める計画です。

(2) 市の計画との関係

この計画は、「第 1 次宗像市総合計画」をはじめ、保健福祉の総合的な計画であり社会福祉法第 107 条の規定による「市町村地域福祉計画」と障害者基本法第 9 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」にあたる「宗像市保健福祉計画」などの市の関連計画との整合性を図り、調和を保って策定しています。

(3) 県障害福祉計画との関係

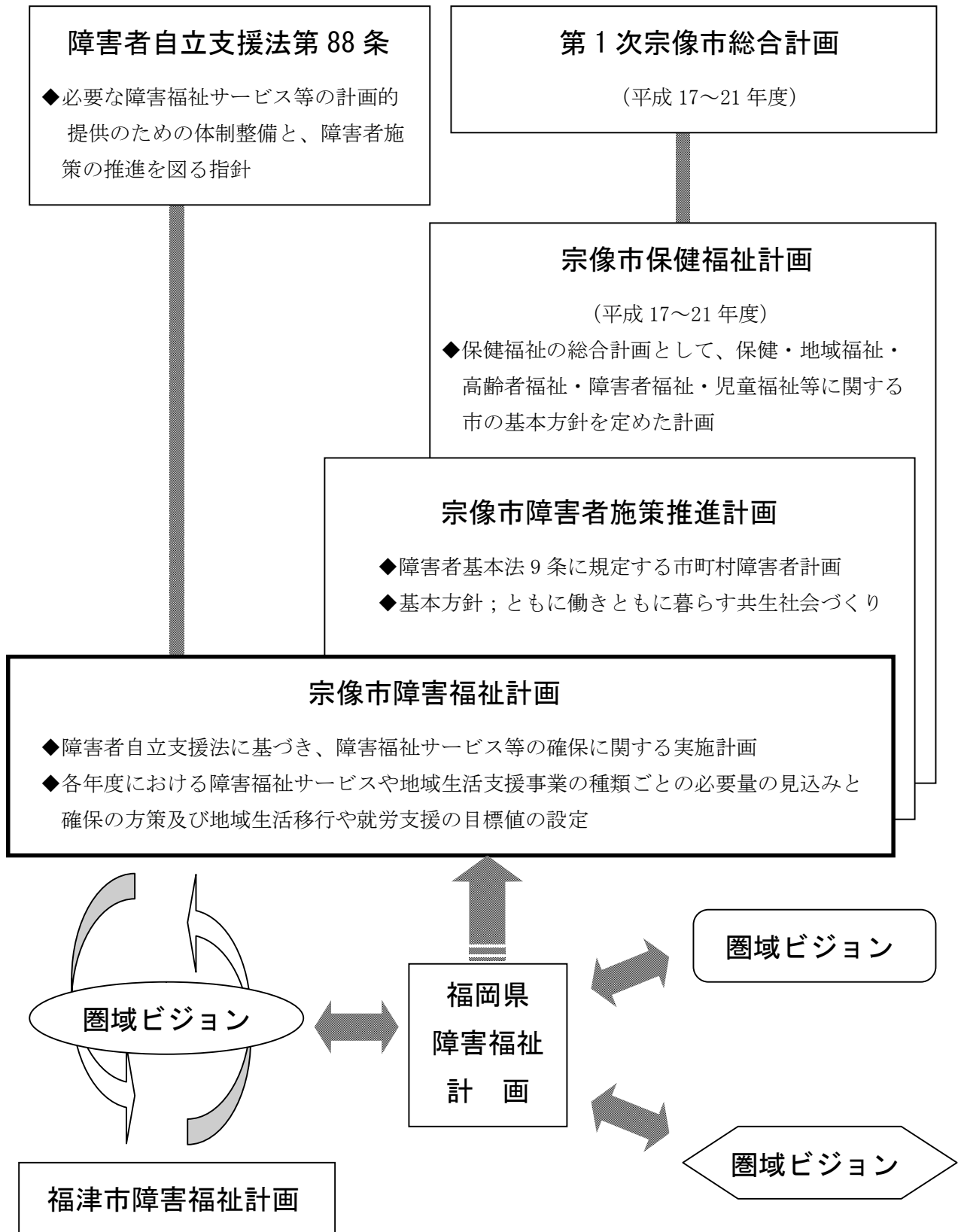
障害者自立支援法に基づく事業を実施する中で、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの社会資源がないなどの事情のため、障害福祉サービス等の提供ができない市町村があるなどの課題が現出しました。

これに対応するため、今期計画においては、障害保健福祉圏域（保健所単位）ごとのサービス供給体制の見通し及び指定障害福祉サービスの計画的な基盤整備の方策を示すことが求められています。

福岡県内の各圏域（宗像圏域は当市と福津市）は、サービス見込量及び地域の課題を抽出するとされています。これに基づき福岡県障害福祉計画において、圏域単位のサービスの種類及び量の見通しを明らかにし、それを達成するための年次ごとの事業所の整備計画を作成することとなっています（圏域ビジョン）。

これにより作成された整備計画は、関係する市町村障害福祉計画に反映し、県と市町村が一体的に施策の推進に取り組むこととされています。

【計画の位置づけ】

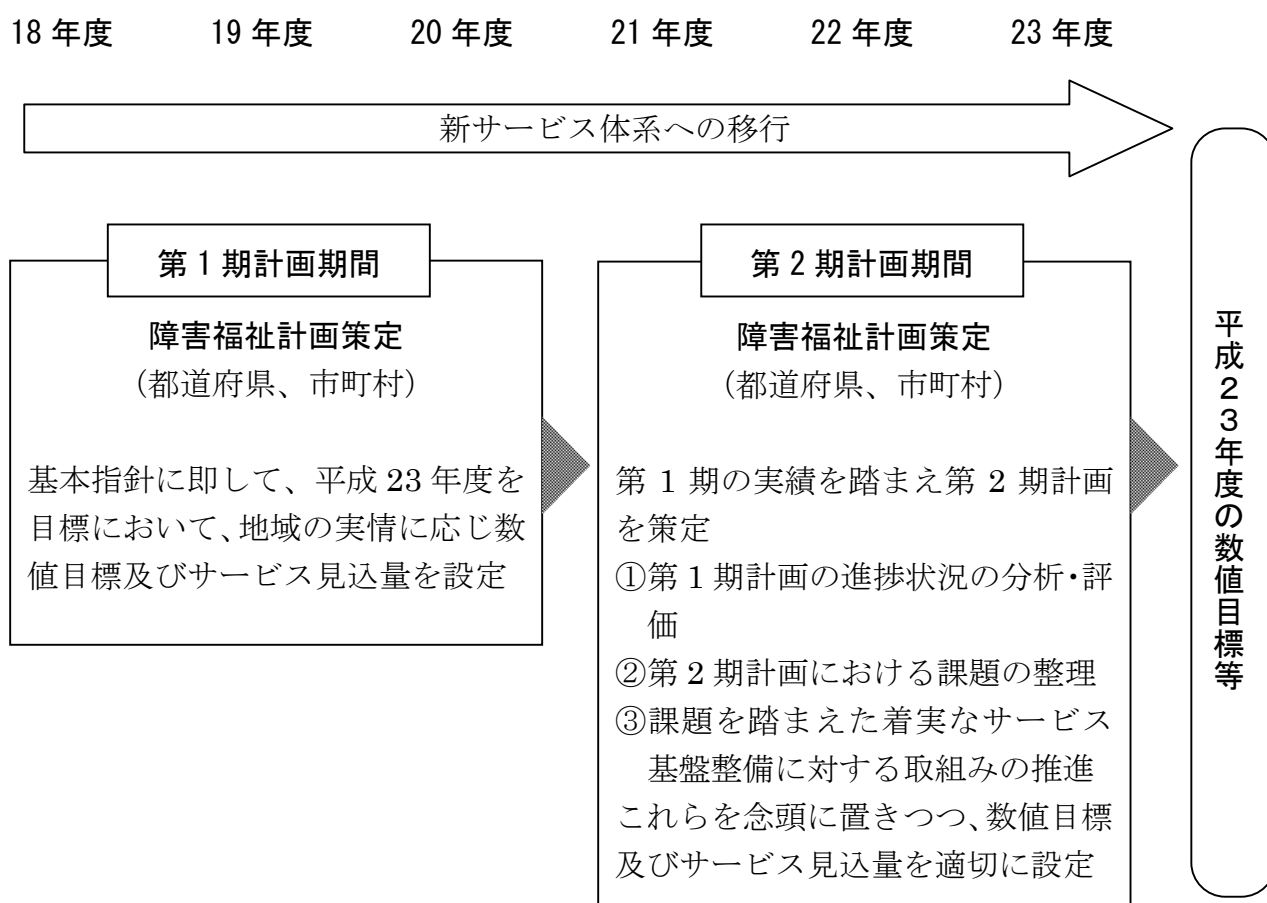


3、計画の期間

この計画は、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成 23 年度を目標とし、法が制定された平成 18 年度から平成 20 年度を第 1 期、平成 21 年度から平成 23 年度を第 2 期として、その間のサービス必要量見込等を定めるものです。

なお、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等により、必要な場合は本計画の見直しを行うものとします。

【「宗像市障害福祉計画」の策定期間・計画期間】



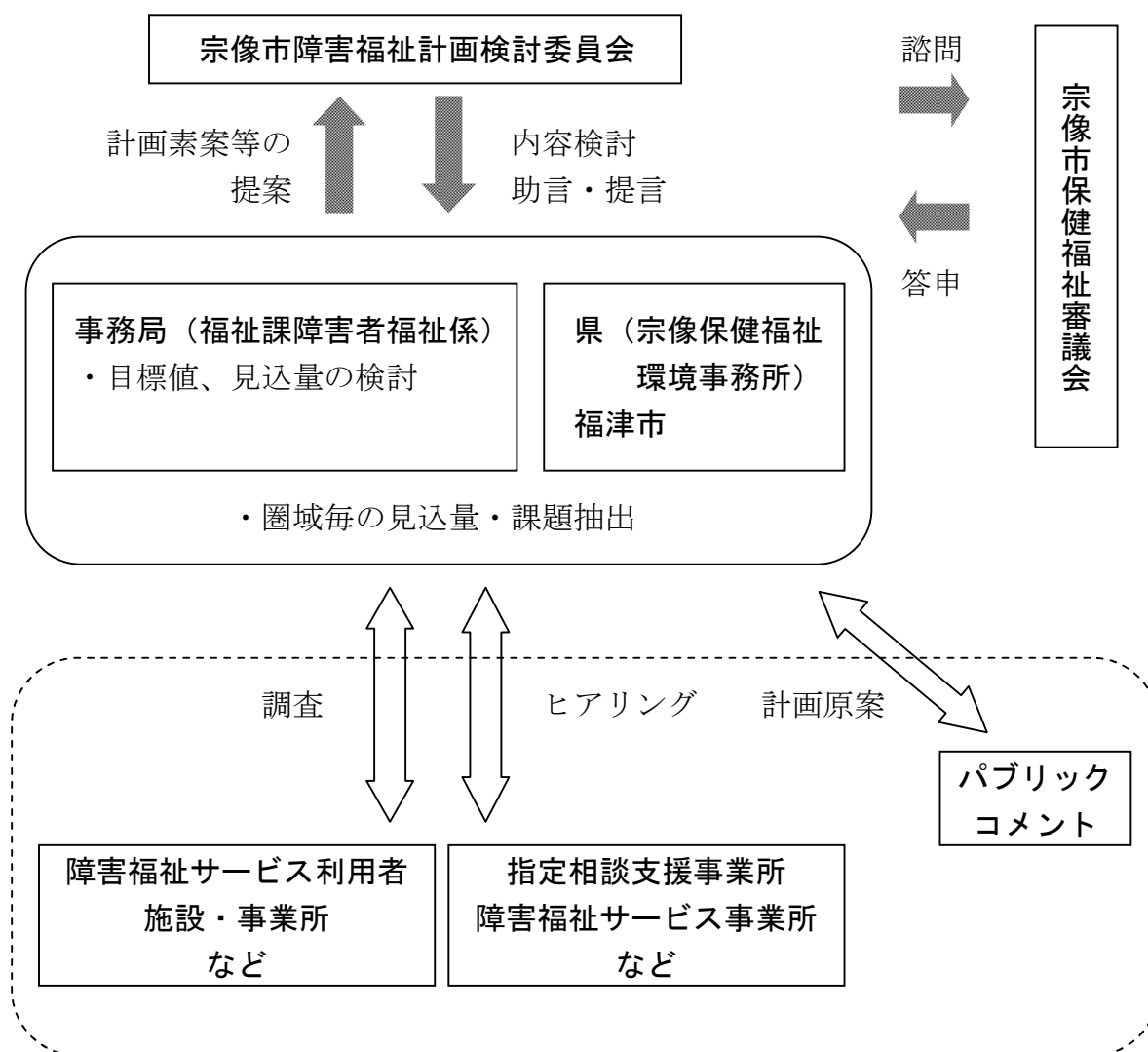
4、計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障害福祉サービス利用者の意向や要望の聞き取り及び施設・事業所に対する新体系移行調査等を行い、実態の把握に努めました。また、宗像圏域における課題の検討については、宗像保健福祉環境事務所と福津市とも協働し、双方の指定相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等への意見聴取なども行いました。

これに基づき事務局において計画素案を作成し、当事者団体の代表者や学識経験者、関係機関等で組織する「宗像市障害福祉計画検討委員会」において、その内容等について検討いただくとともに、関係者の意見の反映に努めました。

そして、計画原案に対する市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施したうえで、「宗像市保健福祉審議会」へ諮問を行い、答申を受けました。

【計画の策定体制】



Ⅱ 本市の障害者の現状

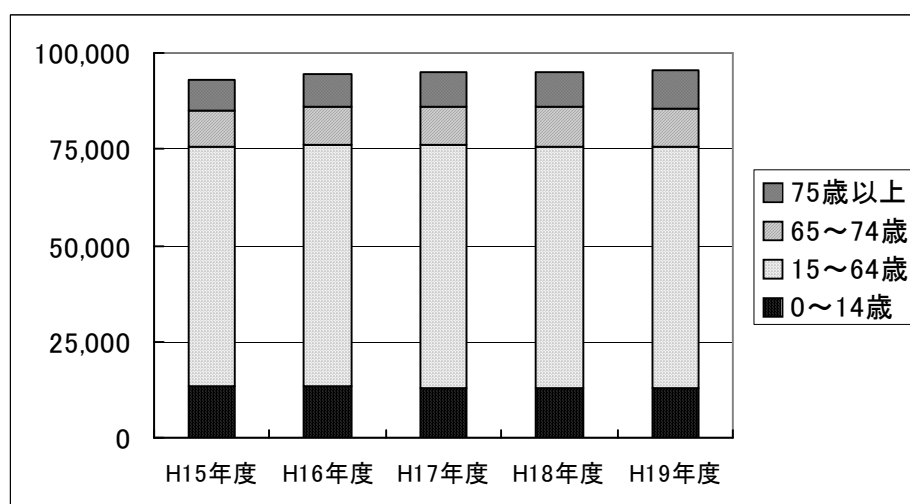
1、人口の状況

総人口は増加していますが、14歳以下の人口割合は減少傾向で、逆に65歳以上の人口割合は増加しており、少子高齢化の進行が見られます。

【人口構成の推移】

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
0～14歳	13,229人 14.2%	13,187人 14.0%	13,139人 13.8%	13,129人 13.8%	13,129人 13.8%
15～64歳	62,576人 67.2%	63,089人 66.8%	63,018人 66.4%	62,595人 65.8%	62,245人 65.3%
65～74歳	9,444人 10.1%	9,681人 10.3%	9,945人 10.5%	10,130人 10.6%	10,317人 10.8%
75歳以上	7,838人 8.4%	8,442人 8.9%	8,848人 9.3%	9,284人 9.8%	9,658人 10.1%
合計	93,087人	94,399人	94,950人	95,138人	95,349人

各年度末現在



2、障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年間 90～110 人程度ずつ増加しており、平成 20 年 3 月末現在では 3,347 人です。そのうち重度の障害者（1 級、2 級）は 1,366 人と全体の 42.4%を占めています。

また障害別では、肢体不自由が 1,692 人と一番多く、続いて腎臓や心臓等の内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語機能障害の順となっています。このうち内部障害は平成 15～19 年度間で約 1.4 倍と増加しています。

【障害及び等級別人数】

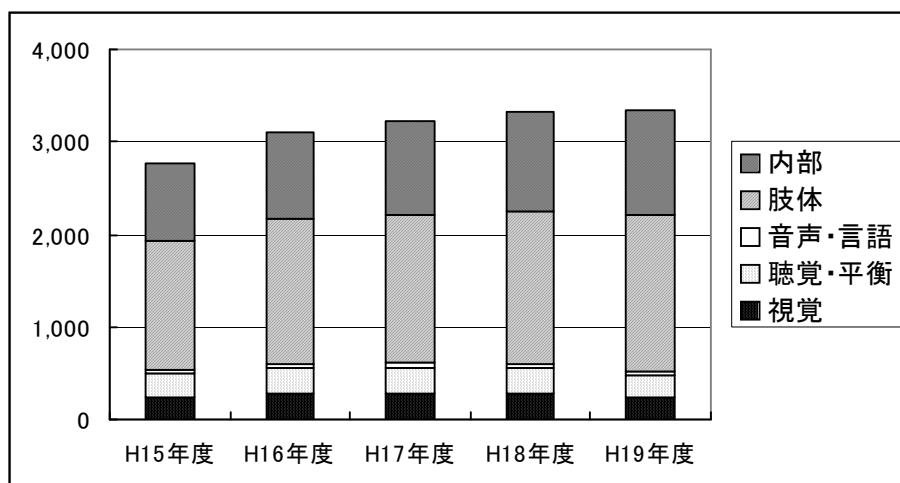
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚	61	84	14	14	32	25	230
聴覚・平衡	10	74	32	39	2	98	255
音声・言語	3	3	16	15			37
肢体	203	437	359	381	201	111	1,692
内部	550	1	261	321			1,133
合計	827	599	682	770	235	234	3,347

平成 20 年 3 月末現在 単位；人

【手帳交付状況の推移】

	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
視覚	247	276	276	276	230
聴覚・平衡	248	283	284	276	255
音声・言語	40	43	47	45	37
肢体	1,398	1,560	1,602	1,655	1,692
内部	834	944	1,014	1,064	1,133
合計	2,767	3,106	3,223	3,316	3,347

各年度末現在 単位；人



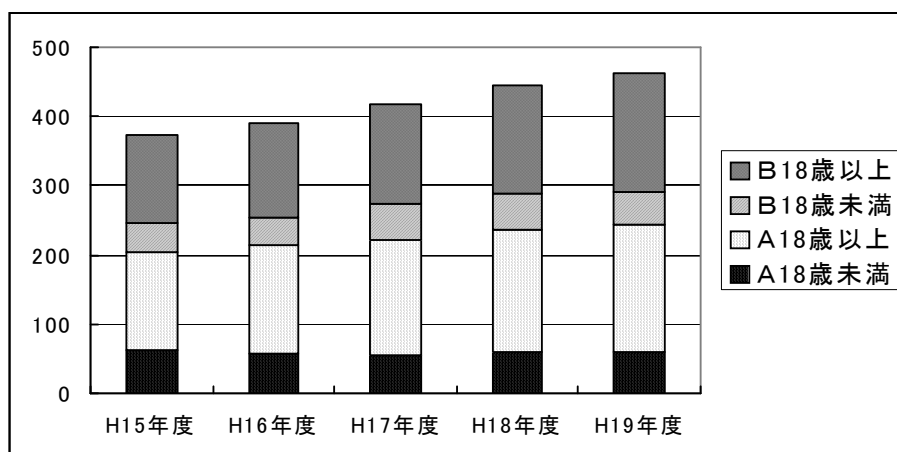
(2) 知的障害者の状況

療育手帳所持者は、年度間の変動はあるものの、概ね年間 20～30 人程度ずつ増加しています。また、療育手帳 A・B は概ね半数ずつで推移しています。

【手帳所持者数の推移】

		H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
A (重度)	18 歳未満	61	57	55	59	60
	18 歳以上	143	157	167	178	184
	小計	204	214	222	237	244
B (中・軽度)	18 歳未満	43	40	51	52	48
	18 歳以上	127	137	146	156	170
	小計	170	177	197	208	218
合計		374	391	419	445	462

各年度末現在 単位；人



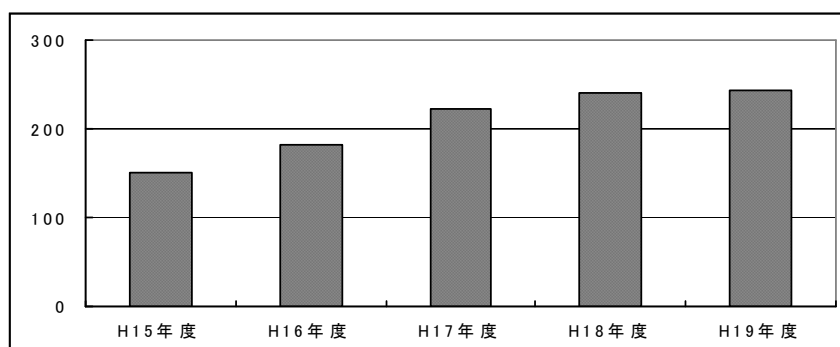
(3) 精神障害者の状況

精神保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあります。

【手帳所持者数の推移】

	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
合計	151	182	222	241	244

各年度末現在 単位；人



(4) 障害程度区分の認定状況

障害程度区分認定審査会は、宗像市と福津市の共同で設置しています。

【平成 18～19 年度に区分認定を行った件数】

	身体障害	知的障害	精神障害	合 計
非該当	1	1	0	2
区分 1	2	2	0	4
区分 2	2	2	2	6
区分 3	8	8	7	23
区分 4	4	12	3	19
区分 5	5	14	1	20
区分 6	5	7	0	12
合 計	27	46	13	86

平成 20 年 4 月 1 日現在

(5) 通所・入所施設の体系移行予定

宗像市民が利用している通所・入所施設の、新体系への移行予定です。これらの施設は平成 23 年度末までに、「現行体系」から「新体系」のサービスを提供する事業所が変わります。これらをサービス量を見込む際の資料の一部としました。

(各サービスの内容については、P20 以降をご参照ください。)

移行予定		現行体系	新体系	利用者
移行済 (H19 年度)	1	身体入所更生	施設入所支援・就労移行支援	1
	2	身障入所授産	施設入所支援・生活介護	1
	3	身障入所授産	施設入所支援・生活介護	2
	4	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	2
	5	知的入所更生	施設入所支援・生活介護・自立訓練	9
	6	知的通所授産	就労移行支援・就労継続 B・自立訓練	37
	7	通勤寮	共同生活援助・共同生活介護・就労継続 B	3
	8	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	5
移行済 (H20 年度)	9	身障入所授産	施設入所支援・生活介護	3
	10	身障入所授産	施設入所支援・就労継続 B	4
	11	知的通所更生	共同生活介護・生活介護・就労継続 B	9
	12	知的通所授産	就労継続 B	3
	13	知的通所授産	就労継続 B	1
	14	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	1
	15	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	2

	16	知的入所更生	共同生活援助・就労継続 B	1
	17	知的入所授産	施設入所支援・共同生活援助・生活介護・就労移行支援	2
H21年1月	18	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	1
	19	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	4
H21年4月	20	知的入所授産	施設入所支援・就労継続 B	1
	21	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	2
	22	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	2
	23	身障入所療護	施設入所支援・生活介護	1
	24	知的入所更生	施設入所支援・共同生活援助・生活介護・就労継続 B	2
	25	身障入所更生	施設入所支援・自立訓練	7
	26	身障入所授産	施設入所支援・生活介護	1
	27	知的通所授産	就労継続 B	1
	28	知的通所授産	共同生活援助・生活介護・就労移行支援・就労継続 B	41
H22年4月	29	身障通所授産	就労継続 B	1
	30	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	1
	31	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	1
	32	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	1
	33	知的入所更生	施設入所支援・共同生活介護・共同生活援助・生活介護・就労継続 B・就労移行支援・自立訓練	19
	34	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	1
	35	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	1
H22年10月	36	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	2
H23年3月	37	知的入所更生	共同生活介護	1
H23年4月	38	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	2
	39	身障入所授産	施設入所支援・生活介護	1
	40	身障入所療護	施設入所支援・生活介護	1
	41	知的入所更生	施設入所支援・共同生活介護・自立訓練	5
	42	知的入所更生	施設入所支援・自立訓練	1
	43	身障入所療護	施設入所支援・生活介護	1
	44	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	1
	45	知的入所授産	施設入所支援・生活介護	2
	46	知的入所授産	施設入所支援・生活介護	1
H24年12月	47	身障入所療護	施設入所支援・生活介護	1
H24年3月	48	身障入所授産	就労継続 B	2
	49	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	2
H24年4月	50	身障入所療護	施設入所支援・生活介護	1
未定	51	知的入所更生	未定	2
	52	知的入所更生	未定	1

53	身障入所療護	未定	33
54	知的入所更生	施設入所支援・生活介護	2
55	知的入所更生	未定	1
56	知的入所授産	施設入所支援・共同生活援助・就労継続 B	2
57	知的入所授産	共同生活援助・	2
58	精神グループホーム	共同生活援助	1
59	精神グループホーム	共同生活援助	1
60	知的通所授産	就労移行支援	1
61	グループホーム	共同生活援助	1
62	グループホーム	共同生活援助	1
63	ケアホーム	共同生活介護	1
64	ケアホーム	共同生活介護	1
65	身体通所授産	就労継続 B	1
66	民間事業所	就労移行支援	1
67	精神通所授産	就労継続 B	1

平成 20 年 10 月現在

3、宗像圏域の現状と課題

障害福祉サービス利用者の意向・要望の聞き取り、圏域内の指定相談支援事業所や障害福祉サービス事業所からのヒアリング、検討委員会における意見や提言で、次のような現状と課題が挙げられました。

- 施設や家族内で問題を抱え込んでしまっているケースが多いようです。どのような問題でも、様々な機関等と連携を図ることにより、より解決に近づくという周知が必要。そのためには、福祉の枠を超えたネットワークの構築が不可欠です。
- 障害福祉サービス事業所等の社会資源は、圏域内で一体的に利用されています。その中で、精神障害者に対応できる事業所、長期休暇等における障害児の受け入れ体制が不足しています。
- 地域移行を進めるには住まいの場の確保が必要ですが、困難な状況です。グループホーム、ケアホームの不足、地域住民の理解などが問題。
- 経済的な理由から、希望するサービスが受けられないケースもあります。収入の問題が一番懸念されます。
- 圏域内には法定雇用率対象規模の企業が少なく、地元での職場開拓は難しい面もあります。昨今の経済状況で、現在就業している者の継続も急務となっています。
- 障害者の就労について、事業所、施設、当事者及び保護者それぞれに意識の薄さがうかがえます。啓発や体験の場が必要です。
- 市民活動団体や同業者によるネットワーク団体の構築も進んでおり、インフォーマルな社会資源の活用も考えられます。

Ⅲ 計画の基本方針

1、計画の基本理念

障害者自立支援法において障害福祉計画は、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むための体制整備と施策の推進を図る指針と位置づけられています。

また、この計画の上位計画である現行の「宗像市保健福祉計画」では、障害者福祉分野の基本方針として「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」を掲げ、障害者の就労等の社会参加促進や自立支援、在宅福祉サービスの充実を図ることを目標としています。

このことに鑑み、今期計画でも「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」を第1期計画に引き続き基本理念とし、障害福祉サービス等の基盤整備を通じて障害者の地域移行や就労を支援し、住み慣れた地域の中でともに働きともに暮らすことができる共生社会づくりに取り組みます。

【計画の基本理念】

ともに働きともに暮らす共生社会づくり

2、計画の基本的な視点

基本理念に掲げた「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」実現のために、障害者自立支援法を踏まえて、次の3つの基本的な視点に立って計画を推進します。

①障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らがその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

②実施主体の市への一元化と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体は市を基本とする仕組みに統一するとともに、身体・知的・精神の障害種別ごとの制度を一元化し、加えて立ち遅れが見られる精神障害者等に対するサービスについて、県の支援等を通じて充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害も自立支援法の対象とする旨の見直しが進められており、必要な支援体制の整備を進めます。

③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

3、計画の重点施策

本計画の基本理念である「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」をめざし、障害者の地域生活移行や就労の支援を一層推し進めるため、国の基本指針を踏まえて、次の3つを重点施策として位置づけます。

(1) 相談支援体制の充実・強化

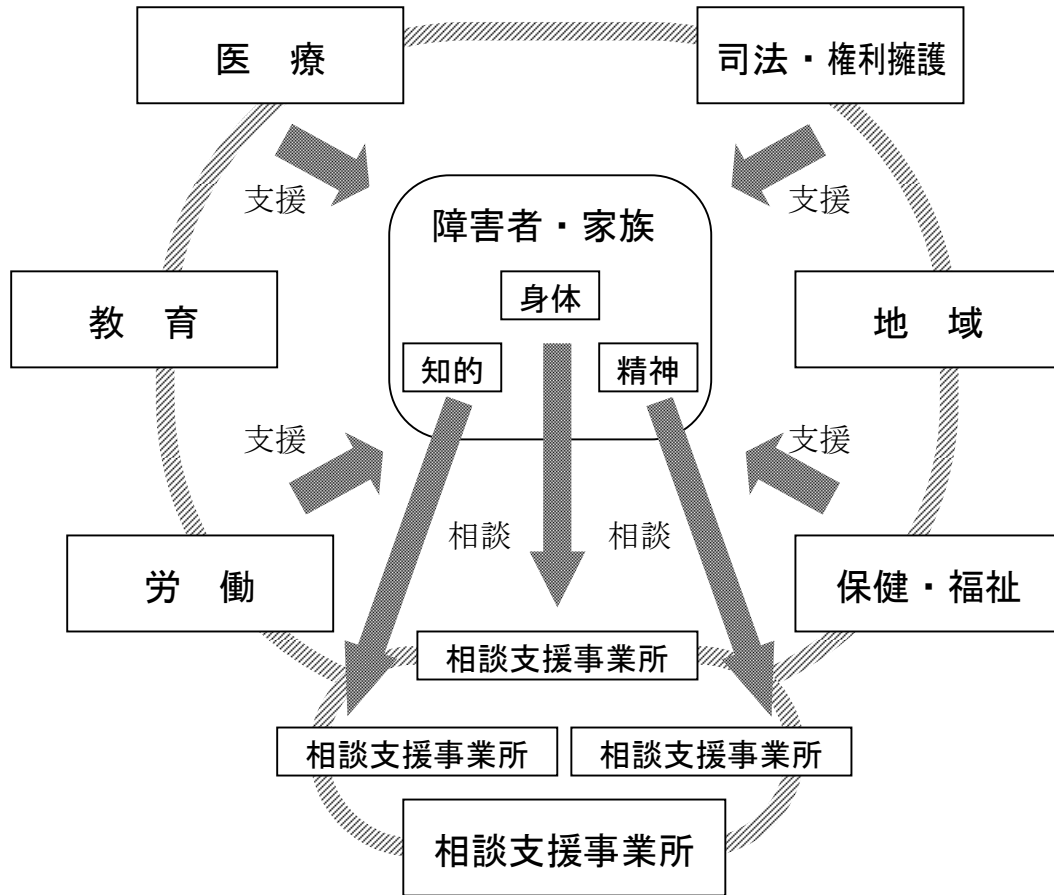
障害者等の様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援を行うものが相談支援事業です。

現在、相談支援事業所として「宗像市障害者生活支援センター」と「地域活動支援センターみどり」があります。身体・知的・精神の三障害の相談支援として「宗像市障害者生活支援センター」に、精神障害者の専門的な相談支援として「地域活動支援センターみどり」に事業を委託しております。両事業所は相互に補完・協働しながら課題の解決にあたっています。

近年その課題や問題は複雑多岐にわたり、障害福祉の枠をも超えた関係機関等による連携が必要となっており、相談支援体制の更なる充実・強化のため、以下の施策を推進します。

- ネットワークを構築すべき関係機関や社会資源は圏域を単位として考え、より広くより強い連携体制の整備を図ります。「宗像市障害者生活支援センター」を中核とし、圏域を単位として三障害それぞれの「指定相談支援事業所」の設置を検討します。
- 問題の解決には多くの支援の手が必要であることは明らかですが、今なお家族や一つの施設の中だけで問題を抱え込んでいるケースも少なくないことから、「宗像市障害者生活支援センター」をはじめ、相談支援事業の更なる周知に努めます。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病等に対する相談支援の充実を図ります。特に発達障害は、当市は全国に先駆けて「宗像市発達支援センター」を設置し、教育・福祉・保健・医療から療育・相談等の支援を行っています。発達障害は自立支援法対象の障害とする旨の見直しが進められており、「宗像市発達支援センター」との連携を図っていきます。

【相談支援のネットワークイメージ】



(2) 就労支援の推進

障害者が地域で自立した生活を営むためには、収入の確保は不可欠です。加えて、働く喜びを通じて社会参加の促進にもつながることから、障害者の就労支援を行います。

職場の開拓、職業訓練、雇用及び職場定着については、障害者就業・生活支援センターをはじめハローワーク、障害者職業センターなどの専門機関と連携しての支援及び市の誘致企業、地元企業、商工会及び公共機関に対し斡旋、紹介及び雇用拡大の協力を求め、就労機会の増大に努めて参りました。

一般就労に限らず福祉的就労についても、施設が行っている製造販売事業の周知広報、物品の販売協力及び業務の斡旋・紹介などを通じ、支援を行って参りました。

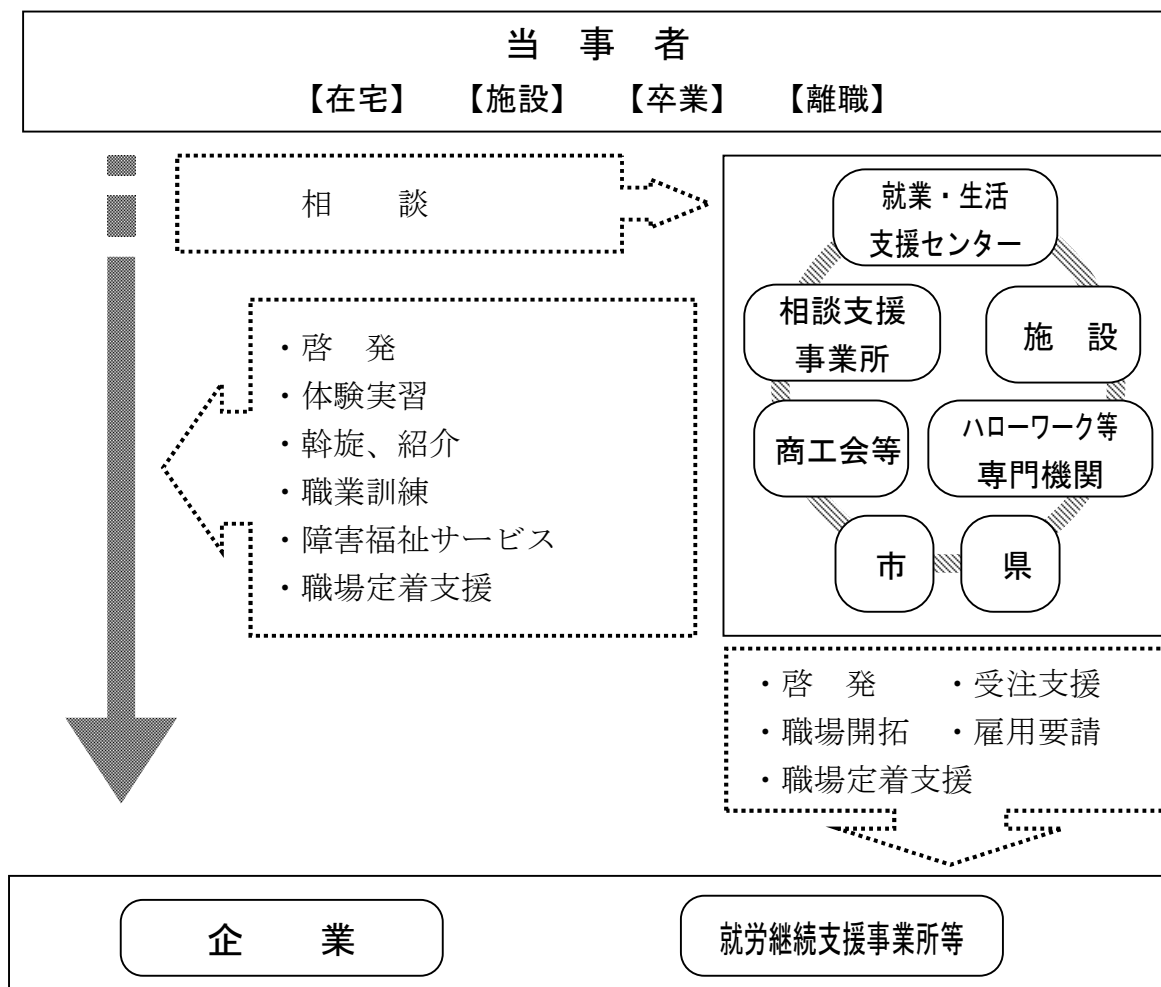
その一方で企業、施設、障害者本人や家族の一部には、障害者の就労についての意識が希薄な場合も認められます。よって就労への動機付けには、働く能力、働く喜び及びその支援体制への“気づき”が必要となります。そのために、企業、施設、障害者、市民等を対象に、具体的な就労の取組み状況、雇用に関する助成制度等の支援について紹介する障害者雇用セミナーを開催しました。また、現場での労働体

験は、企業にも障害者本人にも効果的で、現在まで実施してきた職場体験実習を通じて就労に結びついた例もあります。

今後も更なる就労支援の推進のため、次のような施策を実施します。

- 就労機会の増大及び職場定着のため専門機関、市の関係部署、商工会及び企業等との連携を引き続き行います。また、就労移行支援、就労継続支援等の事業を活用し、障害者それぞれの特性に応じた就労支援を行います。
- 地方自治法施行令が改正され官公需にかかる福祉施設の受注機会の増大が求められていることから、公共事業の請負について福祉施設を最優先とするなどの措置を採るとともに、その他様々な市業務についても障害者や福祉施設の活用を働きかけていき、また民間事業所に対する啓発を行います。
- 企業や障害者を対称に、就労の取組み状況や雇用に関する支援体制等について紹介するセミナーの開催など、周知・啓発の機会の創出を図ります。また、現在の職場体験実習の継続に加えて、企業や施設、その他関係機関が主体となった多様な体験実習の実施を検討します。この2つを働く能力や自信、働く喜び及びその支援体制への“気づき”に向けての両輪と位置づけて実施します。

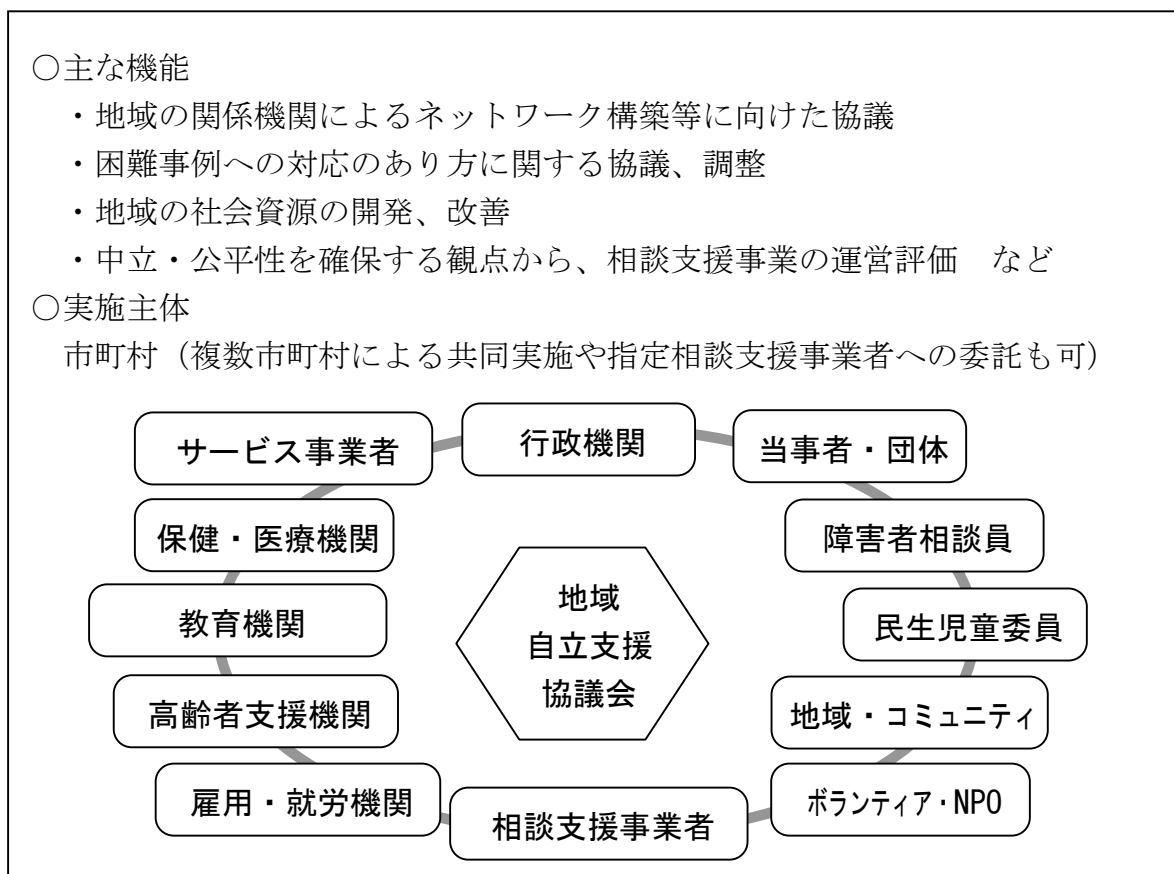
【就労支援のイメージ】



(3) 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、地域自立支援協議会の設置を目指します。

【国が示す地域自立支援協議会の参考イメージ】



地域自立支援協議会は、地域の関係機関によるネットワークの構築と社会資源の開発、改善を行い、地域生活移行、就労支援及び権利擁護等障害者に関する様々な問題、課題を解決するための中核的役割を果たすとともに、相談支援事業の評価機能も併せ持つものです。

このように実働的・実効的な組織であることが求められることから、単に組織づくりのみを進めるのではなく、その基となる関係機関との連携体制づくりや、国や県及び他自治体の動向も見極めを行って参りました。

今後は、平成 21 年度中に機能、組織体制の十分な協議、検討を重ねながら、年度中に発足させます。

併せて、地域自立支援協議会の中核として、事業の推進、当事者や実務者の連携を充実するため、地域生活移行・障害者就労・当事者団体等の部会の構築を図ります。

IV 目標値の設定

「ともに働きともに暮らす共生社会づくり」の一環として、施設入所者等の地域生活への移行や一般就労を促進するため、国の基本指針を踏まえ、第1期に引き続き、平成23年度を目標年度とする以下の3項目の数値目標を設定します。

1、施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を推進するため、第1期計画作成時点の施設入所者の1割以上が地域生活へ移行することを目標とします。これにあわせて、平成23年度末の施設入所者数を第1期計画策作成時点の施設入所者数から7%減少することを目標とします。

第1期作成時(H17年10月)の現入所者数	114人
平成23年度の施設入所支援利用者数	106人
差し引き【国の目標7%】	8人
目標値(新規利用者3人を見込む)【国の目標10%】	11人
第1期計画の目標値	11人
現在の達成数	3人

*この場合の「入所施設」とは、長期の入所が常態化している施設(身体障害者入所療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設)を指す。

*「地域生活移行」とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホームやケアホーム、福祉ホーム、及び一般住宅へ移ることをいう(家庭復帰含む)。

2、入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進するため、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が平成24年度までにすべて退院することが、国の目標として掲げられています。

今期計画では、平成23年度末までの退院可能な精神障害者数を目標値として定めます。

現在の退院可能な精神障害者数 (福岡県調査に基づく)	28 人
目標値	23 人
第 1 期計画の目標値	23 人

*精神障害者の退院促進事業は福岡県において調査中。

3、福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を推進するため、第 1 期計画作成時点の福祉施設利用者の一般就労への移行実績の 4 倍以上を目標とします。

第 1 期作成時の年間における一般就労移行者数	0 人
目標値【国の目標 4 倍】	8 人
第 1 期計画の目標値	2 人
現在の達成数	5 人

*「一般就労した者」とは、一般に企業等に就職した者（就労継続支援 A 型及び福祉工場の利用者となった者は除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

*この場合の「福祉施設」とは、次の施設をいう。

〔身体障害者〕 更生施設、療護施設、授産施設、福祉工場、小規模授産施設

〔知的障害者〕 更生施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設

〔精神障害者〕 生活訓練施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設

V 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

1、障害福祉サービスの概要

(1) 訪問系サービス

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問による介護サービスを提供します。

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援など総合的に行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

(2) 日中活動系サービス

常時介護を必要とする重度の障害者が、日中、必要な介護を受けながら安心して生活できるよう、「生活介護」や「療養介護」を提供します。また、レスパイトケアとして「児童デイサービス」や「短期入所」を提供します。

障害者が自立した生活を送るために必要な自立訓練や、就労移行・継続のための支援サービスを提供します。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供する。
就労継続支援 (B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人を対象とする。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
児童 デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護を行う。

(3) 居住系サービス

障害者の自宅以外の生活の場として、グループホームやケアホーム、入所施設の確保に努めます。

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供する。

(4) 相談支援

福祉サービスの利用援助等の支援（サービス利用計画作成）を実施します。

2、第1期計画の検証

第1期計画において掲げた見込量について、実績との比較を行いました。その結果、押し並べて見込量より実績が大幅に下回っていることが見て取れます。これの一の要因は、第1期の見込量算出方法が、国が示した伸び率を使って一律的に算出するものであったためと思われます。第2期の国の指針では、機械的に算出するのではなく実績や要因を勘案して見込むようにと改正されてもいることから、第2期計画においては、実績値を基に見直すことが必要となります。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスにおいては、見込量を大きく下回っています。

- 居宅介護については、実利用人数にはあまり変化はありませんが、1回あたりの利用時間が減少していることがその理由と思われます。更新申請時等に意向等を聞き取ると、当初申請時よりも短い時間で支援が終了するようになったという利用者も見受けられました。
- 重度訪問介護は、利用者は1人でした。実績が0となったのは、途中から入院となりサービスの利用がなかったためです。
- 行動援護については、利用はありませんでした。
- 重度障害者等包括支援については、支給対象者がいませんでした。

項目		H18年度	H19年度	H20年度	
訪問系	計画(時間)	1,184	1,446	1,732	
	実績(時間)	427	168	152	
	利用者数	22	27	24	
	居宅介護	実績(時間)	222	168	152
	重度訪問介護	〃	205	0	0
	行動援護	〃	0	0	0
	重度障害者等包括支援	〃	0	0	0

*平成18・19年度は3月、平成20年度は9月の1ヶ月間の実績。

*単位；時間＝月間のサービス提供時間

(2) 日中活動系サービス

日中活動系事業については、利用量の推移は事業所の新体系移行状況と密接な関係があります。

- 生活介護については、施設の新体系移行が進むにつれ利用者、利用量も増加しています。見込量を下回っているのは、第1期計画よりも新体系移行が進んでいないことが要因の1つと考えられます。

- 自立訓練（機能訓練）については、見込量を上回っています。自立に向けての要望の高さに加え、事業所の新体系移行が早かったこと、生活介護利用予定者が障害程度区分の関係で機能訓練を選択したことが要因と考えられます。
- 自立訓練（生活訓練）については、施設の新体系移行に合わせて利用量は推移しています。
- 就労移行支援については、新しいサービスでもあることから当初は実施事業所がありませんでしたが、事業所が増えるにつれ、利用者数も増加しています。
- 就労継続支援（A型）については、近隣に実施事業所がなく、利用もありませんでした。雇用契約に基づく利用という点が要因の1つと考えられます。
- 就労継続支援（B型）については、見込量を上回っています。就労に対する要望の高さに加え、A型に比べ利用が容易であったことが要因と考えられます。
- 療養介護については、支給対象者がいませんでした。実施事業所は、福岡県内には2箇所のみです。
- 児童デイサービスについては、利用者数の増減はほとんどありませんでした。利用者の大半は「宗像市障害児通園施設のぞみ園」の利用者で、それ以外については実施事業所も少ないためか、利用者は2名程度にとどまっています。
- 短期入所については、緊急時の支援のためとの理由で支給申請は多いが、実際の利用には結びついていません。

項 目		H18 年度	H19 年度	H20 年度
生活介護	計画(人日)	825	1,636	2,265
	実績(人日)	78	537	820
	利用者数	4	28	41
自立訓練(機能訓練)	計画(人日)	7	16	22
	実績(人日)	7	24	61
	利用者数	1	2	3
自立訓練(生活訓練)	計画(人日)	53	126	175
	実績(人日)	0	223	181
	利用者数	0	10	9
就労移行支援	計画(人日)	81	213	313
	実績(人日)	0	165	202
	利用者数	0	8	11
就労継続支援(A型)	計画(人日)	4	9	47
	実績(人日)	0	0	0
	利用者数	0	0	0
就労継続支援(B型)	計画(人日)	61	159	302
	実績(人日)	35	483	838
	利用者数	2	25	42

療養介護	計画(人)	0	1	1
	実績(人)	0	0	0
児童デイサービス	計画(人日)	512	625	737
	実績(人日)	110	165	222
	利用者数	20	17	20
短期入所	計画(人日)	1,287	1,544	1,805
	実績(人日)	122	122	82
	利用者数	20	19	13

*平成 18・19 年度は 3 月、平成 20 年度は 9 月の 1 ヶ月間の実績。

*単位；人日＝月間の利用日数、人＝月間の利用人員

(3) 居住系サービス

居住系サービスにおいては、グループホームやケアホームは地域生活移行に有効な社会資源となりますが、まだ基盤整備は十分とはいえない状況です。特別対策等の支援により整備が進むことが望まれます。

○共同生活援助については、施設整備が進んでいないため、利用者の増減はほとんどありませんでした。

○共同生活介護については、新しい施設が整備されたことに伴い、利用者が増加しました。

○施設入所支援については、施設の新体系移行が進んでおらず、微増にとどまっています。

項 目		H18 年度	H19 年度	H20 年度	
共同生活援助等	計画(人)	16	21	30	
	実績(人)	11	13	19	
	共同生活援助	実績(人)	11	11	12
	共同生活介護	〃	0	2	7
施設入所支援	計画(人)	117	121	120	
	実績(人)	2	20	32	

*平成 18・19 年度は 3 月、平成 20 年度は 9 月の 1 ヶ月間の実績。

*単位；人＝月間の利用人員

(4) 相談支援

サービス利用計画作成はありませんでした。対象者要件が、単身で重度障害であること等に絞られていることが、要因の 1 つと考えられます。

項 目		H18 年度	H19 年度	H20 年度
相談支援	計画(人)	14	22	26
	実績(人)	0	0	0

(5) 旧体系サービス

旧体系の入所、通所サービスについては、施設の新体系移行が進むにつれて減少することになっています。しかし新体系に移行した施設数が少ないことが、計画値ほど減少していない要因です。

項 目			H18 年度	H19 年度	H20 年度
日中 活動 系	旧入所サービス分	計画(人日)	2,178	1,174	602
		実績(人日)	3,689	2,996	2,736
	旧通所サービス分	計画(人日)	1,485	710	380
		実績(人日)	2,107	1,341	1,176
居住 系	旧入所サービス分	計画(人)	93	49	26
		実績(人)	119	100	94

*平成 18・19 年度は 3 月、平成 20 年度は 9 月の 1 ヶ月間の実績。

*単位；人日＝月間の利用日数、人＝月間の利用人員

3、第 2 期計画における見込量と確保の方策

平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量を見込み、その確保の方策を掲げています。

(1) 訪問系サービス

①見込量と算出根拠

訪問系サービスについては、利用実績を参考としつつ、地域生活移行の促進や利用の伸び等を勘案して見込んでいます。

- 訪問系サービスについては、利用実績から第 1 期計画より減としています。しかし地域生活移行の促進等利用者や利用時間の増加も考えられることから、利用実績の伸びよりも多く見込んでいます。
- 重度訪問介護については、H21、22 年度は利用者 1 人、H23 年度は 2 人として見込んでいます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援については、現在までの利用はありませんでしたが、サービス確保の必要性の観点から、H21、22 年度は利用者 1 人、H23 年度は利用者 2 人として見込んでいます。

項目		H21 年度	H22 年度	H23 年度	
訪問系	1 期			2,643	
	時間	411	667	1,124	
	利用者数	26	40	60	
	居宅介護	時間	208	464	720
	重度訪問介護	〃	195	195	390
	行動援護	〃	5	5	10
	重度障害者等包括支援	〃	3	3	4

*単位；「時間」＝1 ヶ月間のサービス提供時間

②確保の方策

- 必要とされる方へ適切なサービス提供ができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- サービス提供事業所の人材確保や、それぞれの障害特性に対応できるような人材育成について、必要な対応策を執るよう県に要請していきます。

(2) 日中活動系サービス

①見込量と算出根拠

日中活動系サービスについては、現在の利用者と施設・事業所の新体系移行の状況等に基づいて見込みました。なお、福岡県が作成する基盤整備計画に影響があることから、第1期見込量を大幅に下回らないよう留意しました。

- 生活介護については、旧体系から新体系移行後の日中活動系サービスの多くを占めると思われることから、1人平均23日として利用者数を実績の伸びよりも多く見込み、H23年度見込量は第1期と同数にしています。
- 自立訓練（機能訓練）については、現時点で既に見込量を上回っていることから、1人平均20日として、利用者数を実績値の伸びに基づいて見込んでいます。
- 自立訓練（生活訓練）については、1人平均20日として実績値を基に見込み、第1期の数値を若干上回ったものとなっています。
- 就労移行支援については、1人平均23日として利用者数を実績の伸びよりも多く見込み、H23年度見込量は第1期と同数にしています。
- 就労継続支援（A型）については、現在まで利用実績がほとんどありませんでしたが、就労支援の観点から1人平均23日として見込んでいます。
- 就労継続支援（B型）については、現時点ですで見込量を上回っていることから、1人平均23日として、利用者数を実績値の伸びに基づいて見込んでいま

す。

○療養介護については、利用実績はありませんでしたが、サービス確保の必要性から第1期と同数の見込量としています。

○児童デイサービスについては、1人平均20日として、今後の利用者数の増を勘案して見込んでいます。

○短期入所については、1人平均3～4日として、今後の利用者数の増を勘案して見込んでいます。

項 目		H21 年度	H22 年度	H23 年度
生活介護	1 期			4,067
	人日	1,790	2,930	4,067
	利用者数	78	128	177
自立訓練(機能訓練)	1 期			52
	人日	46	80	120
	利用者数	2	4	6
自立訓練(生活訓練)	1 期			378
	人日	184	280	400
	利用者数	8	14	20
就労移行支援	1 期			768
	人日	529	644	768
	利用者数	23	28	34
就労継続支援(A型)	1 期			247
	人日	0	69	115
	利用者数	0	3	5
就労継続支援(B型)	1 期			909
	人日	1,748	1,794	1,955
	利用者数	76	78	85
療養介護	1 期			2
	人	1	1	2
児童デイサービス	1 期			1,076
	人日	240	360	480
	利用者数	20	30	40
短期入所	1 期			2,600
	人日	84	186	375
	利用者数	20	52	105

*単位 ; 「人日」 = 1 ヶ月間の利用者数 × 一人一月あたりの平均利用日数

②確保の方策

- 現行施設が新体系へ移行することにより供給量の確保は可能と思われます。新体系移行や施設の整備等に対し、有効な情報提供や必要な支援を行います。
- 利用者の特性に応じた様々なサービスが提供されることも望まれることから、県との協働により、人材の育成や多様な事業者の参入を促進します。

(3) 居住系サービス

①見込量と算出根拠

居住系サービスについては、現在の施設入所者数と施設・事業所の新体系移行の状況等に基づき見込みました。

- 共同生活援助及び共同生活介護については、サービス確保の観点から、H23年度の見込量は第1期と同数としています。
- 施設入所支援については、第1期計画策定時から1割減という目標値に基づき、見込量を設定しています。

項目		H21年度	H22年度	H23年度
共同生活援助等	1期			57
	人	27	46	57
	共同生活援助	15	25	32
	共同生活介護	12	21	25
施設入所支援	1期			106
	人	40	68	106

*単位；「人」=1ヶ月間の利用人員

②確保の方策

- 共同生活援助等（グループホーム、ケアホーム）については、地域生活移行に有効な社会資源となります。国や県の補助事業をはじめ有効な情報を積極的に提供するなどの支援を行い、施設整備を促進します。
- 施設入所支援については、事業所の新体系移行について必要な支援を行うとともに、障害程度区分に基づき、真に入所が必要な利用者の把握に努めます。

(4) 相談支援

①見込量と算出根拠

相談支援については、現在までの利用はありませんでしたが、サービス確保の観点から第1期と同数を見込んでいます。

項目		H21年度	H22年度	H23年度
相談支援	1期			45
	人	1	15	45

*単位；「人」=1ヶ月間の利用人員

②確保の方策

○地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制を確立することにより、相談支援の充実・強化を図ります。

(5) 旧体系サービス

平成23年度までは経過措置として旧体系サービスも存続し、平成23年度末をもって新体系への移行を完了するとされていることに基づき、見込みました。

項目			H21年度	H22年度	H23年度
日中活動系	旧入所サービス分	1期			0
		人日	2,573	1,595	0
	旧通所サービス分	1期			0
		人日	440	352	0
居住系	旧入所サービス分	1期			0
		人	83	51	0

*単位；「人日」=1ヶ月間の利用人員×一人一月あたりの平均利用日数

VI 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

1、地域生活支援事業の実施内容

市町村が独自に取り組む「地域生活支援事業」について、本市では以下の事業を実施します。

(1) 必須事業

サービス名	サービス内容
相談支援事業	<p>○障害者相談支援事業 障害者等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う。</p> <p>○市町村相談支援機能強化事業 相談支援事業の円滑化を図るために「自立支援協議会」の組織化を検討する。</p> <p>○住宅入居支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅への入居につき、次の支援を行う。 ・入居支援（物件斡旋や契約手続を支援する。） ・24時間支援（緊急に対応が必要となる場合における相談支援や関係機関等との調整を行う。） ・居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整</p> <p>○成年後見制度利用支援事業 障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る。</p>
コミュニケーション支援事業	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思の疎通を仲介する手話通訳等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>重度障害者等に対し、日常生活用具の給付・貸与により日常生活の便宜や福祉の増進を図る。</p>
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。</p>

<p>地域活動 支援センター 機能強化事業</p>	<p>障害者に創作的活動や生産活動の機会提供や、社会との交流促進を行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る。地域活動支援センターには次のようにⅠ、Ⅱ、Ⅲ型の類型がある。</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。</p> <p>○地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 地域の障害者の援護対策として地域の障害者団体が実施する通所による援護事業（小規模作業所など）の実績を5年以上有し、安定的な運営が図られているものとする。自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。</p>
-----------------------------------	---

(2) その他の事業

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	身体障害者の地域生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供する。
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、障害者の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を確保する。
生活サポート事業	障害者自立支援法下の介護給付費等の支給が受けられない人に対して、ホームヘルパー等を派遣し、日常生活に関する支援や家事援助等を行う。
社会参加促進事業	<p>○自動車運転免許取得・改造助成事業 障害者に対し、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他社会参加への促進を図る事業で、10万円を上限として助成する。</p> <p>○福祉タクシー料金助成事業 重度の障害者に対し、小型タクシーの利用料金の一部を助成することにより、社会参加を促進する。助成額は1回に</p>

	つき初乗料金分とする。(平成 20 年度から移行実施) ○宗像市総合公園室内温水プール使用料助成事業 重度の障害者に対し、総合公園室内温水プールの使用料を助成することにより、社会参加を促進する。助成額は使用料の半額とする。(平成 20 年度から移行実施)
中途視覚障害者生活訓練事業	先天性素因、全身病、外傷等の原因による中途の視覚障害者等に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を実施する。
障害児放課後等対策事業	放課後及び長期休暇日において障害児の日中活動の場を提供し、放課後等の障害児の健全育成及びその保護者の養育負担の軽減を図る。(平成 21 年度から移行実施)

2、第 1 期計画の検証

地域生活支援事業の見込量について、第 1 期計画策定時に示された単位では集計不可項目があるなど解りにくい点がありました。第 2 期計画については単位を実情に即したのみに見直す必要があります。

(1) 必須事業

- 障害者相談支援事業については、「宗像市障害者生活支援センター」と「地域活動支援センターみどり」に委託して実施しました。「支援センター」は 3 障害、「みどり」は精神専門の相談事業所として、相互に補完、連携を図りながら相談事業にあたっています。
- 市町村相談支援事業については、地域自立支援協議会の設立について検討をおこなってきました。基盤となる連携体制の構築をすすめているが、設立には至っていません。
- 住宅入所支援事業については、実施可能な事業所を確保できず、実施には至っていません。
- 成年後見制度については、実施体制は整っていますが、利用はありませんでした。
- コミュニケーション支援事業については、平成 20 年 4 月から事業を開始しました。
- 日常生活用具給付事業については、排便補助用具をはじめとして必要な部品を提供してきました。
- 移動支援事業については、実績値は見込量を下回っています。利用申請はしているが実際の利用につながっていない、利用時間が短いなどがその要因と考えられます。
- 地域活動支援センター機能強化事業については、Ⅰ型を「地域活動支援センターみどり」の専門的相談支援として位置づけ委託しています。Ⅱ型については、平

成 19 年度いっぱいまで介護給付事業へ移行したため、現在は実施事業所はありません。Ⅲ型については、希望施設が 1 ヶ所あるが移行はまだ行われていません。

項 目		H18 年度	H19 年度	H20 年度
障害者相談支援事業	計画(箇所)	2	2	2
	実績(箇所)	2	2	2
成年後見制度利用 支援事業	計画(箇所)	1	1	1
	実績(箇所)	1	1	1
コミュニケーション 支援事業	計画(人)	35	37	39
	実績(人)	0	0	1
日常生活用具 給付等事業	計画(件)	154	206	218
	実績(件)	91	148	172
移動支援事業	計画(人)	25	27	28
	実績(人)	11	13	14
地域活動支援センター 機能強化事業	計画(箇所)	3	5	5
	実績(箇所)	2	4	1

*移動支援事業及びコミュニケーション支援事業及びは、平成 18・19 年度は 3 月、平成 20 年度は 9 月の 1 ヶ月間の実績。その他は実人数・実件数。

(2) その他の事業

- 訪問入浴サービス事業については、支給決定者は 4 人ですが、その障害特性から利用回数等についてはバラつきがありました。
- 日中一時支援事業については、緊急時の支援という理由から支給申請は多いが、実際の利用には結びついていません。児童の長期休暇等の利用意向もありましたが、受入れ可能な事業所が少なかったようです。
- 生活サポート事業については、利用がありませんでした。
- 社会参加促進事業については、自動車免許取得と自動車改造助成を実施しましたが、利用はありませんでした。また、社会参加の一層の促進を図るため、市単独事業であった福祉タクシー料金助成事業と総合公園室内温水プール使用料助成事業を、社会参加促進事業として位置づけました。

項 目		H18 年度	H19 年度	H20 年度
訪問入浴サービス事業	計画(人)	3	4	5
	実績(人)	2	3	1
日中一時支援事業	計画(人)	72	75	78
	実績(人)	8	15	11

生活サポート事業	計画(人)	実施検討		→
	実績(人)	0	0	0
社会参加促進事業	計画(件)	2	5	6
	実績(件)	2	4	0

*日中一時支援事業は、平成18・19年度は3月、平成20年度は9月の1ヶ月間の実績。その他は実人数・実件数。

3、第2期計画における見込量と確保の方策

平成21年度から平成23年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要な量を見込み、その確保の方策を掲げています。

(1) 必須事業

①見込量と算出根拠

- 障害者相談支援事業については、相談支援体制の充実の観点から、相談支援事業所数を増やすよう見込んでいます。
- 市町村相談支援機能強化事業については、地域自立支援協議会の設置を目指すこととしています。
- 住宅入居等支援事業については、実施を検討します。
- 成年後見制度利用支援事業については、既に実施しています。
- コミュニケーション支援事業については、実績値を基に、利用者拡大も勘案して見込んでいます。
- 日常生活用具給付等事業については、実績値の伸び率に基づいて見込んでいます。
- 移動支援事業については、1人平均5時間として、実績値を基本としつつ利用者増を勘案し、見込んでいます。
- 地域活動支援センター機能事業については、Ⅲ型事業所の開始意向を含め、事業所や利用者の増加を勘案して見込んでいます。

サービス名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	3
市町村相談支援機能強化事業	有無	実施を検討中		
住宅入居等支援事業	有無	実施を検討中		

成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業	実人数	5	8	15
日常生活用具給付等事業	件数	200	220	240
移動支援事業	実人数	15	20	30
	時間数/月	75	100	150
地域活動支援センター	箇所数	2	3	5
	実人数	20	30	50

②確保の方策

- 相談支援事業については、地域自立支援協議会を中核とした相談支援体制を整備し、相談支援の充実、強化を図ります。住宅入居等支援事業については、対応可能な事業所の確保に努めます。
- コミュニケーション支援事業については、手話通訳等の確保と人材育成について、県と協働して努めます。また、制度の周知についても行って参ります。
- 日常生活用具給付等事業については、必要な方に必要な用具を提供できるよう、情報収集などに努めます。
- 移動支援事業については、多様な事業者の参入を促進し、供給量の確保に努めます。
- 地域活動支援センター機能強化事業については、事業所が健全に運営され、十分なサービスが提供できるような形態により委託を行います。

(2) その他事業

①見込量と算出根拠

- 訪問入浴サービス事業については、サービス確保の観点から利用者増で見込んでいます。
- 日中一時支援事業については、1人平均2～3日とし、サービス確保の観点から利用者増で見込んでいます。
- 生活サポート事業については、実施を継続します。
- 社会参加促進事業については、実績値の推移から利用量を見込んでいます。
- 中途視覚障害者生活訓練事業については、実施を継続します。
- 障害児放課後等対策事業については、障害児支援の充実強化を図るため、市単独事業であった事業を地域生活支援事業に組み入れ実施します。

サービス名		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業		実人数	3	4	5
日中一時支援事業		実人数	15	20	25
		日数/月	40	50	65
生活サポート事業		有無	有	有	有
社会参加 促進事業	免許・改造	件数	5	5	5
	福祉タクシー	件数/月	1,870	1,900	1,950
	プール助成	件数/月	180	190	200
中途視覚障害者 生活訓練事業		有無	有	有	有
障害児放課後等 対策事業		有無	有	有	有

②確保の方策

- 訪問入浴サービス事業については、供給量を確保できるよう複数の実施事業所と委託契約を締結します。
- 日中一時支援事業については、供給量の確保に加え利用者の特性にも応えられるよう、多様な事業者の参入を促進します。また、障害児の受入れについての方策を事業所と協働して検討します。
- 生活サポート事業、社会参加促進事業及び中途視覚障害者生活訓練事業については、引き続き実施体制を整えます。
- 障害児放課後等対策事業については、委託事業所や利用者（保護者）との協議、調整及び連携を密に行い、安定・充実した事業運営を推進します。また、利用者（保護者）への利用実態アンケート等により長期休暇等の受け入れ体制の拡充が求められています。対応については、早期に拡充する方向で検討します。

資 料

1、宗像市障害福祉計画検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく宗像市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）作成のため、宗像市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、福祉計画作成のための調査研究を行い、福祉計画を作成し、市長へ提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる関係分野・団体の代表者等とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成20年12月1日から平成21年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、宗像市福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

【別表】

宗像市障害福祉計画検討委員会委員

区 分	所属・役職	氏 名	備 考
当事者（身体）	宗像市身体障害者福祉協会 会長	山田 芳久	委員長
〃（知的）	福岡県知的障害者相談員	橋本 由美	
〃（精神）	宗像コスモス会共同作業所 所長	西 徹三	
学識経験者	福岡教育大学教育学部 教授	保条 成宏	副委員長
事業所関係者	障害者支援施設 玄海はまゆう学園施設長	上田 浩司	
医療関係者	宗像病院相談室課長	矢山 隆行	
就労支援関係者	福岡県央障害者就業・生活 支援センター長	舟津 裕介	
相談支援関係者	宗像市社会福祉協議会 福祉企画課長	牧 雅仁	
地 域	宗像市民生委員児童委員 協議会副会長	松本 信義	
	吉武地区コミュニテイ 運営協議会会長	立石 公孝	
行 政	福岡県宗像保健福祉環境事務所 障害者福祉係長	大迫 信幸	

2、第2期宗像市障害福祉計画策定の経緯

- 平成20年 8月20日 福岡県による障害福祉計画策定に係る市町村ヒアリング
9月29日 国から基本指針（案）提示
10月～11月 圏域協議
障害福祉サービス事業所・相談支援事業所ヒアリング
10月27日 宗像市保健福祉審議会
・計画策定の進捗状況について
10月31日 庁議
・障害福祉計画の策定について
12月19日 福岡県による障害福祉計画策定に係る市町村ヒアリング
12月26日 第1回宗像市障害福祉計画検討委員会
・障害福祉計画策定概要について
・サービス見込量と数値目標について
平成21年 1月9日 国から基本指針の変更提示
1月19日 市健康福祉部ワーキング
・障害福祉計画原案について
1月21日 第2回宗像市障害福祉計画検討委員会
・第1回委員会の検討事項確認について
・障害福祉計画原案について
・パブリックコメントについて
1月30日 庁議
・パブリックコメントの実施について
2月5日 パブリックコメント（3月6日まで）
2月16日 宗像市保健福祉審議会
・計画策定の進捗状況について
3月11日 第3回宗像市障害福祉計画検討委員会
・パブリックコメントの回答について
・障害福祉計画最終案について
庁議
・パブリックコメントの回答について
3月23日 宗像市保健福祉審議会
・計画案の諮問
3月27日 庁議
・障害福祉計画の策定について
3月31日 宗像市保健福祉審議会
・計画案に対する答申

3、宗像市保健福祉審議会 諮問書・答申書

(1) 諮問書

20宗福第 3319号
平成21年 3月23日

宗像市保健福祉審議会
会長 平岡 蕃 様

宗像市長 谷井 博美
(健康福祉部 福祉課)

第2期宗像市障害福祉計画の策定について (諮問)

宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1、第2期宗像市障害福祉計画(案)

(2) 答申書

平成21年 3月31日

宗像市長 谷井 博美 様
(健康福祉部 福祉課)

宗像市保健福祉審議会
会 長 平岡 蕃

第2期宗像市障害福祉計画(案)について(答申)

平成21年3月23日付20宗福第3319号をもって諮問のあった標記計画について審議を行いましたので、ここに答申いたします。

記

第2期宗像市障害福祉計画(案)は適正なものであると認めます。
なお、承認の理由については、別紙のとおりです。

別 紙

(理 由)

第2期宗像市障害福祉計画（案）は、障害者自立支援法第88条に規定された市町村障害福祉計画にあたる計画であり、平成21年度から23年度までの本市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する必要な事項等を定めた計画です。

この計画（案）は、市の所管課により原案を検討し、当事者団体代表や学識経験者、障害福祉サービス事業従事者等で構成された宗像市障害福祉計画検討委員会において、3回の審議を経て策定されたものであり、その内容は、上位計画である宗像市保健福祉計画の基本理念を踏襲し、障害者自立支援法の趣旨を踏まえた適正なものであると認めます。

なお、審議の過程で下記のような意見が提示されましたので、計画の実施に際し、充分配慮されますよう要望いたします。

記

- 地域自立支援協議会については、第1期計画においても、その組織化に向けて検討することとされており、その必要性についても明らかであることから、早期の設置に努めること
- 当事者や障害福祉サービスの現場で働く人たちの声を今後の計画の策定・見直し、実施・運営に活かすように努めること。特に、施設入所者の地域生活移行については、当事者の置かれている状況を十分に考慮し、当事者及び保護者の意向も踏まえたうえで行うこと
- この計画（案）は、全体的に適正と認められるが、実施・運営にあたっては、更に充実するように努めること。また、市民意見提出手続きにより寄せられた意見には、当事者の切実な願いが込められたものも含まれているので、実施・運営の段階において十分に配慮すること
- 地域福祉の視点をしっかりと持って、制度にとらわれない市独自の取り組みをも検討し、宗像市の障害者福祉の一層の向上に努めること